

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第37号

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成2年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（費用の徴収） 第17条 （略） 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この号において「令和2年改正前の地方税法」という。）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。</u> ア <u>令和2年改正前の地方税法第295条第1項（同項第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。</u> イ アに該当しない者である場合は、<u>令和2年改正前の地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に令和2年改正前の地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</u> 3・4 （略）</p>	<p>（費用の徴収） 第17条 （略） 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。 ア 地方税法第295条第1項（同項第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。 イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。 3・4 （略）</p>

第2条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（費用の徴収） 第17条 （略）</p>	<p>（費用の徴収） 第17条 （略）</p>

<p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この号において「令和2年改正前の地方税法」という。）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。</u></p> <p><u>ア 令和2年改正前の地方税法第295条第1項（同項第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。</u></p> <p><u>イ アに該当しない者である場合は、令和2年改正前の地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に令和2年改正前の地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>
--	--

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年7月1日から施行する。